

## 「2024年問題」解決への支援求める

### 高速割引・駐車緩和の実現を

東ト協  
7年度

### 東京都への特別要望を提出

東京都トラック協会(水野功会長)は、8月30日に東京都議会の都民ファーストの会・自由民主党・公明党に対して、それぞれ令和7年度「東京都への特別要望」を提出した。「物流の2024年問題」から始まる様々な課題の解決に向けた取り組みを進めるため、多様な人材が就労できる労働力対策を求めるとともに、現行料金の割引など新たな制度の創設による高速道路の利用促進や、都心部で問題となっている駐車規制の緩和などを要望した(要項事項は5面掲載)。

都議会各党による7年度の整備、多様な人材が就労できるような労働力対策、③燃料価格高騰への支援、④環境に関する取り組みへの支援(ゼロエミッション・ビークル)の普及促進、東京都貨物輸送評価制度の拡充、⑤道路整備の促進(首都圏3環状道路の整備促進、安全安心な道路整備計画の推進)、⑥高速道路の料金対策(利用促進に向けた営業車用料金体系の創設、料金割引制度の拡充、ターミナルチャージの整理)、⑦車庫の確保・維持への支援、⑧駐車規制の緩和(無償提供される貨物車駐車スペースの拡充、駐車規制の見直し)の8項目

東ト協の要望事項は、①トラック運送事業の経営基盤確立対策(交付金予算額の6年度と同額以上の確保など)、②働き方改革、労働力不足など「物流の2024年問題」への対応(IT機器導入への支援、休憩などのための駐車スペースなど

水野会長は要望に当たり、「会長就任後、ドライバーの賃金上昇や健康管理の強化など、ドライバー・ファースト」の視点に立ち、「物流の2024年問題」から始まる様々な課題への解決に向けた取り組みを進めている」と強調。また、その原資となる東京都運輸事業振興助成交付金は、軽油使用量が年々減少しているため、今後交付金額が減少する見込みであることから、「日常の都民生活や経済活動だけでなく、緊急輸送など災害支援を含め、トラック協会に対する期待が増している。この期待に応えるため、交付金額の現状維持以上をお願いしたい」と求めた。

引き継ぎ、鈴木副会長が要望事項のうち、3項目の具体的な要望内容について説明した。1つ目は、働き方改革、労働力不足など、物流の

2024年問題への対応における多様な人材が就労できるような労働力対策に関して、ドライバー不足の解消に向けて女性の人材活用を最重点の一つとして取り組んできたが、女性ドライバー進出の障壁を除去するため、ハード面・ソフト面の両面から、働く環境の整備促進が必要と説明。休憩・睡眠施設、トイレ、更衣室、荷役作業設備などのハード面だけでなく、子育て支援制度を拡充するなど、女性が働きやすい職場環境の整備に対する支援を要望した。

2つ目は、高速道路の料金対策における利用促進に向けた営業車用料金体系の創設に関して、労働時間の管理を徹底する観点から高速道路の活用が必要であるため、首都

各党派へのヒアリングでは、これらの東ト協の要望を踏まえ、女性・外国人労働力の活用、免許取得

高速道路を中心に昼間の活用を視野に入れた抜本的な見直しを行い、緑ナンバートラックに対する現行料金の割引となる新たな制度の創設を要望し、高速道路の利用促進を図るよう求めた。

3つ目は、駐車規制の緩和における無償提供される貨物車駐車スペースの拡充に関して、東京都の「東京物流ビズ」で貨物車駐車スペースの無償提供を開始しているが、都心部の荷捌きを目的とした貨物車の駐車スペースが不足している状況にあることから、貨物車駐車スペースの無償提供の継続実施とさらなる拡充を求めた。

令和6年秋の全国交通安全運動が、9月21日から30日まで行われる。運動期間中に設定される交通安全事故防止の目標は、①反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止、②夕暮れ時以降の早めのライトの点灯やハイビームの活用促進、③酒運転等の根絶、④自転車・特定

を命ずる発動基準を制定した。この中で、事業計画に従うべき命令を発動する基準として、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導または監査などにおいて、事業計画にかかると認められる項目に違反(各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数について、事業計画の変更認可申請が必要となるものに限り)が認められた場合とした。

特集「2024年問題」  
東ト協、総務委員会を開催  
東ト協・7年度東京都への特別要望  
東ト協、運輸安全委員会を開催  
全ト協・景況感調査6年4～6月期

紙面あんない  
7 6 5 4 2



都民ファーストの会



都議会自由民主党



都議会公明党

### パブコメに意見提出 猶予ある対応を求める

東ト協は8月22日、貨物自動車運送事業法第8条2項に基づく命令の発動基準について、制定案に関する意見募集に当たり、三村偉一郎副会長(物流政策委員委員長)が、

「制定の必要性は理解するものの、世の中の状況を鑑みて、金銭的かつ時間的に猶予ある対応をお願いしたい」とする意見を提出した。意見では、「定められた事業計画の内容に準拠

### 貨物自動車運送事業法 命令の発動基準制定で

困難など、貨物車および運送事業者を取り巻く環境に厳しい状況が継続しているところと、説明した。国土交通省では、貨物自動車運送事業者がその事業を継続して遂行する

を命ずる発動基準を制定した。この中で、事業計画に従うべき命令を発動する基準として、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導または監査などにおいて、事業計画にかかると認められる項目に違反(各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数について、事業計画の変更認可申請が必要となるものに限り)が認められた場合とした。

東ト協  
9月15日・代々木公園  
トラックフェスタ2024

# 『2024年問題』 迫る物流危機

「物流の2024年問題」への対応期限とされてきた令和6年4月からもうすぐ半年を迎える。物流関連2法(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律・貨物自動車運送事業法)の改正、公布をはじめ、トラック運送事業だけでなく、荷主など物流業界を取り巻く環境は変化しており、事業者にはこれからの対応が求められることとなる。関連法の解説など特集を掲載していく予定だが、「物流の2024年問題」の本格的なスタートに当たり、荷主側の対応について、総合物流会社勤務の経歴をもつ物流ライターの田中なお氏が状況をまとめた。

## 「物流の2024年問題って騒がれていた割に、何も変わっていない」

「物流の2024年問題」への対応期限とされてきた令和6年4月からもうすぐ半年を迎える。物流関連2法(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律・貨物自動車運送事業法)の改正、公布をはじめ、トラック運送事業だけでなく、荷主など物流業界を取り巻く環境は変化しており、事業者にはこれからの対応が求められることとなる。関連法の解説など特集を掲載していく予定だが、「物流の2024年問題」の本格的なスタートに当たり、荷主側の対応について、総合物流会社勤務の経歴をもつ物流ライターの田中なお氏が状況をまとめた。

## 2024年問題への対応と 適正運賃に対する 荷主企業のリアルな現状

物流ライター 田中なお氏

重視する世代が魅力的な職場と感じられるよう、働く環境の整備が必要で

また、法規制の影響に加えて、燃料や物価の高騰が重くのしかかります。2024年の道路貨物運送業者の倒産件数は過去最多ペースを記録中です。上半期の倒産件数は186件にのぼり、このペースで推移した場合、年間最多である2009年の374件を上回りかねません。

内の人人口減少によって、年々厳しさを増す見込みです。運送会社は経営を維持するためにも、若手世代の確保が急務です。ワークライフバランスを

## 適正運賃の収受に向けた後押しが 活発化

こうした背景もあり、本年から適正運賃の収受を後押しする動きが活発になってきました。標準的な運賃は従来より8%引き上げられ、標準運送約款では「積込料」や「取卸料」、「待機時間料」、「利用運送手数料」、「キャンセル料」を明確化し、契約にない業務を引き受けた場合に対価を収受できる規定などが設けられました。

短いリードタイムを指定された場合や、高速道路の利用を許可しない場

しかし、物流問題は国

十分な協議を行わないまま下請代金を据え置く」という旨が補足されたのです。

ただし現状の下請法は、物流事業者間には適用されるものの、荷主と元請け物流事業者間には適用されません。荷主と物流事業者間には、独占禁止法上の告示「物流特殊指定」が適用されています。

下請法と物流特殊指定

## 荷主企業は値上げ要請を「まずは受け止める」傾向に

適正運賃の収受に向けて、追い風が吹いているとはいえず、現場にこうした情報が浸透していません。様々な動きを受けて、荷主企業はどのように感じ、どのような対応を取っているのでしょうか。

倉庫会社に勤め、多くの荷主企業の動向を知っているT氏に、運賃の値上げに関する現状を聞きまし

「基本的に荷主企業は、値上げの話でも聞いてくれるようになりました。これまでは、売り言葉に買い言葉で『業者を変えたい』という反応が当たり前でしたが、まずは話を

コストが明らかに上昇している昨今。荷主企業は、交渉のステージに立たなければ、優越的地位の乱用ともみなされかね

手運送会社もありましたから、そこはお互いに冷静になろうよ、と。運送会社から原価計算もされ

また、法改正などの動きに関する社内への浸透度についてT氏は、「今はまだ下請法遵守の範疇にとどまっている」と前置きした上で、次のように続けました。

「今後、一定規模以上の荷主企業や物流会社は、物流統括管理者を選任しなければいけません。そうなれば、また状況が変わっていくのではないのでしょうか」

国は2024年5月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」と「貨物自動車運送事業法」(以下、貨物法)の物流関連2法の一部改正を公布。

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」は「物資の流通の効率化に関する法律」(以下、物効法)に名称が変

物効法では、ドライバー1人あたりが1回で運べる貨物重量の増加や荷待ち時間の短縮など、物流の効率化が求められています。荷主企業はこれに

加えて、多重下請け構造に対する法規制も検討されています。全日本トラック協会は8月の検討会で、「実運送を担う事業者は二次下請けまでに

また物流の持続可能性を高める意味では、モーダルシフトの推進や自動運転技術の実証実験、自動物流道路の整備などが

更になりました。物効法では、一定規模以上の荷主企業、物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫、連鎖化事業者(つまりフランチャイズチェーン)に対し、物流統括管理者の選任

国でワースト3に入りま

確かに、現行運賃と比較して「高い」と感じる

一方、標準的な運賃の届出率が低ければ、必要のない基準とみなされ、告示基準の延長がなくなってしまうという実情があります。これは業界全体の水準低下を意味するでしょう。

例えば対応策としては、標準的な運賃の届出をしつつも、荷主企業の現状に応じて運賃の幅を設定することです。上下2〜3割程度までの幅が理想といわれています。差別化戦略で、信頼を獲得し、運賃を引き上げるのもよいでしょう。筆者

は車両の手配をしていた経験がありますが、困ったときにいつでも助けてくれる運送会社には、逃げられないと実感しています。十分な運賃をお支払

またサプライチェーンとは名ばかりで、自社の物流領域以外を理解していないことは往々にしてあります。これまでの労

務費、原材料価格、エネルギーコストの転嫁状況を把握し、交渉材料に

課題をクリアしていきま

## 適正運賃収受が最大の課題に

物効法では、ドライバー1人あたりが1回で運べる貨物重量の増加や荷待ち時間の短縮など、物流の効率化が求められています。荷主企業はこれに

加えて、多重下請け構造に対する法規制も検討されています。全日本トラック協会は8月の検討会で、「実運送を担う事業者は二次下請けまでに

また物流の持続可能性を高める意味では、モーダルシフトの推進や自動運転技術の実証実験、自動物流道路の整備などが

更になりました。物効法では、一定規模以上の荷主企業、物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫、連鎖化事業者(つまりフランチャイズチェーン)に対し、物流統括管理者の選任報告を義務付けています。

一方、標準的な運賃の届出率が低ければ、必要のない基準とみなされ、告示基準の延長がなくなってしまうという実情があります。これは業界全体の水準低下を意味するでしょう。

# 運輸 点描

トラック運送事業の経営条件を改善する行政の動きが活発になっている。なかでもトラック事業者の経営に大きく影響してくると思われるのは、多層下請構造の改善や特定事業者の指定と中長期計画の作成義務付けなどである。このような事業環境の変化に対応して持続的に発展可能な経営をしていかなければならない。ここでは国土交通省、経済産業省、農林水産省の3省合同会議で提示された特定事業者について取り上げる。

## 「特定事業者」は4000社 一定規模以上の事業者対象

8月26日に国土交通、経済産業、農林水産の3省による第2回合同会議が開かれた。詳細は割愛するが、ここでは合同会議で示された特定事業者の指定基準や特定事業者の義務などについてみる。

特定事業者の検討の視座としては、全体への寄与が高いと認められる大手事業者から順に、日本全体の貨物量の半分程度となる事業者を指定。具体的には、荷主および連鎖化事業者は取扱貨物重量が多い順に、日本全体のトラック運送事業者によって運送された貨物量の半分程度になる事業者を指定対象にする。算定指標にするのは取扱貨物重量である。

改正物効法では一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告などを義務付ける。そして中長期計画の実施状況が不十分な場合には、国が勧告や命令を実施する。この特定事業者の指定基準については、大手事業者が指定されるよう国が政令で定めるとし

## 指定基準・義務などを提示 国が命令や勧告の実施も

の貨物量の半分程度となる事業者を指定対象にする。運送事業者の算定基準は保有車両台数である。このような指定基準に基づいて特定事業者を指定する場合は、種類別の算定方法は次のようになる。

特定荷主・特定連鎖化事業者は、取扱貨物の重量9万ト以上で、上位3200社程度になる。特定倉庫業者は、寄託を受けた物品を保管する倉庫において入庫された貨物の年度の合計重量が、貨物の保管量70万ト以上の上位70社程度になる。

特定貨物自動車運送事業者は、保有する事業用自動車の台数を基準に保有車両台数150台以上、貨物の重量の増加、「運転者の荷待ち時間の短縮」など。このうち「運転者の荷待ち時間の短縮」に関しては、4000社以上を合わせて4000社以上になるが、中長期計画の作成や定期報告などが義務付けられる。そして中長期計画の実施状況が不十分な場合は国が勧告・命令を実施する。

中長期計画は、事業者が課せられている努力義務の実施状況について、簡易的なチェックリストを用いて、取り組みの実効性の担保と業務の負担軽減の双方に配慮する。具体的記載事項は、事業者の判断基準の遵守状況、関連事業者との連携状況などの判断基準と関連した取り組みに関する状況などになる。

定期報告は、判断基準に基づき各事業者の物流効率化に向けた取り組みの実施状況について、簡易的なチェックリストを用いて、取り組みの実効性の担保と業務の負担軽減の双方に配慮する。具体的記載事項は、事業者の判断基準の遵守状況、関連事業者との連携状況などの判断基準と関連した取り組みに関する状況などになる。

前月より9%上昇するとともに、前年同月を16%上回った。平成30年12月の集計開始以来、5年8か月ぶりに過去最高水準を更新した。荷物情報(求車)登録件数は15万8816件で、前年同月比11.8%増加。成約率は11.9%で同4.1%増加した。

## 東京都 中小企業 デジタルツール導入へ 中小運輸事業者に助成

東京都と都中小企業振興公社は10月1日から、令和6年度第2回「デジタルツール導入促進緊急支援事業」の公募を開始する。建設業および運輸業に該当する都内中小企業などを対象に、時間外労働の一部を助成するもの。

申請受付は10月1日から22日まで(予算額に達し次第、受付を終了する場合があります)。申請受付は10月1日(ソフトウェア、クラウドサービスなど)に係る購入費など。対象事例は、配車管理システムや、勤怠管理・給与計算ソフトウェアなどの業務改善ソフトウェアなど。ただし、パソコンなどハード機器全般や汎用性の高いソフトウェアなどは対象外。申請受付は、国の電子申請システム「J-グランツ」で行う。詳細は中小企業振興公社のホームページを参照。

申請受付は、国の電子申請システム「J-グランツ」で行う。詳細は中小企業振興公社のホームページを参照。

申請受付は、国の電子申請システム「J-グランツ」で行う。詳細は中小企業振興公社のホームページを参照。

申請受付は、国の電子申請システム「J-グランツ」で行う。詳細は中小企業振興公社のホームページを参照。

申請受付は、国の電子申請システム「J-グランツ」で行う。詳細は中小企業振興公社のホームページを参照。

## 東労局 最賃1163円を公示

東京都労働局は8月30日、東京都最低賃金を時給1163円(50円、4.49%引き上げ)に改正することを公示した。東労局では、改正された最低賃金額をはじめとする最低賃金制度の周知を行うとともに、引き上げに伴う影響を考慮して中小企業・小規模事業者

## 東京働き方改革 推進支援センター 無料相談を受付

東労局は、「東京働き方改革推進支援センター」の無料相談を受付している。お問い合わせ先は東京働き方改革推進支援センター(フリーダイヤル0120-232-865)。

## 店頭での掲示事項 ウェブ掲載で通知

国土交通省は、物流・自動車局はこのほど、「一般貨物運送事業者」による受付日時等の掲示の方法に関する取扱いについて(事務連絡)を発出した。事業法施行規則の改正により、店頭掲示事項について、国交省令に定める場合(常時使用する従業員数20人以下など)を除き、インターネットのウェブサイトに掲載が必要となった。また、標準運送約款などの改正に伴い、所定の事項につ

## グリーン経営認証 10月23日に講習会

関東運輸局は10月23日、自動車運送事業者(トラック・バス・タクシー)を対象に、グリーン経営認証取得講習会(東京/「記入」し、エコモ財団にメールまたはFAX送信する。詳細は、エコモ財団ホームページ(グリーン経営認証専用HP)を参照。

## WebKIIT 運賃指数 最高値を更新

全日本トラック協会・日本貨物運送協同組合連合会の求車情報ネットワークWebKIITの成約運賃指数によると、8月の指数は140で、8月は140で、最高値を更新した。



東京都中小企業のデジタルツール導入を支援します。申請受付は10月1日から22日まで(予算額に達し次第、受付を終了する場合があります)。

申請受付は10月1日から22日まで(予算額に達し次第、受付を終了する場合があります)。

申請受付は10月1日から22日まで(予算額に達し次第、受付を終了する場合があります)。

申請受付は10月1日から22日まで(予算額に達し次第、受付を終了する場合があります)。

申請受付は10月1日から22日まで(予算額に達し次第、受付を終了する場合があります)。

# 支部ブロック制導入を推進 小委員会設置し対応を検討



東ト協 総務委員会



原島委員長



鈴木委員長代理

東京都トラック協会総務委員会(委員長・原島藤壽副委員長)は8月22日、東ト総合会館で令和6年度第2回委員会(Web併用)を開催し、6・7年度委員の委嘱などに続き、総務小委員会を設置して、支部ブロック制の導入や会長候補者の選出手続きの見直しについて検討することを承認した。

6・7年度執行部の発足後、新・再任の委員による初の委員会で、新委員長に原島副会長、委員長代理に鈴木副委員長がそれぞれ就任。副委員長は委員長の指名により、松本有司(台東支部長・坂田生子(港支部長)各氏を選任した。

冒頭、原島委員長があいさつし、「当委員会の所管事項は定款および諸規程の制定・改廃、協会の機構および組織ならびに運営、事業計画・収支予算、事業報告・収支決算、他の委員会に属さない事項など、協会の組織運営に関すること」と説明した。

また、これまでの検討事項の確認と整理を行い、4年度に常任理事(会)を廃止したのに続き、6年度に理事定数の削減と評議員制度の見直しを行うことについて、今後の検討項目として、今後の検討項目として、

明した上で、「これまでの検討事項を今一度確認し、今後の検討課題について意識の共有を図っていきたい」とした。

議事では、総務小委員会設置について審議し、小委員長は原島委員長が務め、委員は鈴木委員長代理と松本・坂田各副委員長のほか、青年部のブロック(10ブロック)からの代表者1名で構成することを承認した。

また、これまでの検討事項の確認と整理を行い、4年度に常任理事(会)を廃止したのに続き、6年度に理事定数の削減と評議員制度の見直しを行うことについて、今後の検討項目として、

他の支部の取り扱いについて検討していく方針。また、新たな検討事項として、会長候補者の選出手続きの見直しについて、今年度の選出手続きなどを検証した上で、検討を進める予定だ。

各委員からは、ブロック予算の弾力的な運用や、委員会開催頻度の増加やコミュニケーションの深度化などを求める意見が出された。

## 東京消防庁主催 「普通救命講習」

東ト協は、会員事業者を対象とした東京消防庁主催の「普通救命講習」が10月に開催されることから、9月26日午前9時から、9月26日午前9時から参加者の募集を開始する。受講料は無料(東ト協が負担)。

開催日時は10月24・25日の各日午前9時〜正午と、午後1時30分〜午後4時30分(2日間で計4回)の移行のほか、その

なる負傷者救護や救急救命法について、会員事業者の管理職など指導的な立場にある者へ普及することを目的としたもの。東京防災救急協会の専門講師が救命方法などについて実技を含めて説明する。

なお、受講者には「救命技能認定証」を発行する(後日郵送)。

申し込みは、東ト協ホームページのセミナー情報/東京消防庁主催「普通救命講習」開催案内の「受講申込フォーム」から行う。

▽問い合わせ先 東ト協業務部交通環境G(03・3359・3618)

## 日程ボード

- 9月16〜30日
- 18日(木) 13時30分 海上コンテナ専門部会役員会(大井7号コンテナターミナル)
- 19日(金) 10時 引越専門部会引越管理者講習(東ト総合会館) 12時 重量品専門部会委員会(同/Web併用)
- 13時 関ト協事業者大会(かずさアカデミアホール) 17時 50分 同懇親会(オークラアカデミアパークホテル)
- 20日 鉄鋼専門部会安全環境委員会
- 22日 総務委員会 未来型グリーン・エコプロジェクト検討小委員会
- 24日(火) 10時30分 鉄鋼専門部会安全環境委員会(東ト総合会館/Web併用)
- 25日(水) 13時30分 健康管理セミナー(東ト総合会館) 15時 紙・パルプ専門部会役員会(同)
- 26日(木) 東ト協街頭指導活動統一実施日
- 27日(金) 13時30分 トラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会(東ト総合会館)

お悔やみ  
申し上げます

佐藤 嘉宏氏(ナガヤマ物流代表取締役・多摩支部)8月29日、死去。56歳。通夜は9月3日、告別式は翌4日、山梨県中巨摩郡昭和町のアピオ甲府本館で執り行った。喪主は妻・洋子氏、長男・昂太氏。

## ドライバーの募集説明会 管轄ハローワークと共催で

東ト協足立支部(鳥ノ海学支部長)は8月26日、足立区のトラック会館で、ハローワーク足立との共催による「トラック運転の仕事 4社合同相談・面接会」を開催した。



東ト協足立支部は、鳥ノ海支部長が講師を務め、「トラックの運転は、運送会社が扱っている。荷物が違えば、異なる種類に近い仕事内容が変わってくるもの」と説明し、一般的な運送の仕事を紹介した。日本トラック協会作成のDVDを放映。

「トラックドライバーは長時間労働というイメージが強いかもしれないが、今は確実に変わってきている。働き方改革の推進により、労働時間の短縮に努めており、昔のイメージとは違った業界になっています。」

また、国土交通省のリーフレットを参考に、業界の概要や物流・トラックドライバーの仕事について説明。「IT業界と比べると地味な業務になるかもしれないが、生活や経済を支える、やりがいのある仕事。会社がサポートするなどの、スキルアップも可能だ」と伝えた。

第2部の相談・面接会では、参加4事業者の代表がそれぞれ自社PRを行った後、各ブースで参加者と採用に向けて面談が行われた。

今回の参加者は未経験者が多く、相対的に年齢が高い傾向があるものの、幅広い世代から人が集まり、女性の参加もあった。

東ト協は、人材確保の促進に向けた新たな取り組みとして、東京労働局・ハローワーク、各支部との3者連携による、ドライバー募集説明会の開催を支援している。

今回の足立支部での開

## 健康起因事故防止へ 3支部合同で講習会

### 渋谷・世田谷 目黒ブロック 東ト協

東ト協渋谷・世田谷・目黒ブロック(第2期パイロットブロック)は8月26日、東ト総合会館で健康起因事故防止講習会を開催し、長濱産業医事務所合同会社の長濱さつ絵氏(産業医)が「健康診断結果に基づいた従業員の健康管理について」と題して講演した。

講習会は、渋谷支部の水柿隆夫副支部長の司会



東ト協渋谷・世田谷・目黒ブロック(第2期パイロットブロック)は8月26日、東ト総合会館で健康起因事故防止講習会を開催し、長濱産業医事務所合同会社の長濱さつ絵氏(産業医)が「健康診断結果に基づいた従業員の健康管理について」と題して講演した。

講習会は、渋谷支部の水柿隆夫副支部長の司会

## 東ト協 受講生を募集へ

東ト協は9月2日から、第25期物流経営士課程の受講生を募集している。申し込み期間は10月31日まで(本号に募集チラシを同封)。

募集要領は次の通り。

【受講資格】東ト協または関東トラック協会の会員事業者の役員または社員で、経営管理職の経験3年以上、もしくはこれに準ずる者。このほか、

## 第25期 物流経営士課程

- 会長が特に認められた者
- 【募集定員】30人
- 【研修期間】11月13日〜7月18日。授業時間合計106時間
- 【受講日・時間】一般講義(東ト総合会館) 原則として、毎水曜日から1時30分〜5時45分(変更の場合あり)。このほか、宿泊研修(泊2日)2回(11月と来年5月)
- 【申し込み方法】東ト協業務部教育研修・輸送Gへ(関東各県ト協会員は所属協会を通じて)申込書をFAX送信する。
- ▽申し込み・問い合わせ先 東ト協業務部教育研修・輸送G 〒160-0004 新宿区四谷3の1の8 東京都トラック総合会館、03・3359・4137、FAX 03・3359・6020

申し込み期間  
10月31日まで

# 東ト協 7年度 東京都への特別要望(要約)

トラック運送業界は「物流の2024年問題」により大きな転換期に直面しているが、その中で、都民の暮らしや産業活動を支えるエッセンシャルな輸送の担い手として、首都の物流機能を維持するとともに、災害時の輸送機能の確保を通じて、首都防衛の重要な役割を果たしている。

しかし、大多数が中小企業である業界は、コスト高や燃料価格高騰が経営に大きな負担となっている。このため、国は「標準的な運賃」届け出など様々な施策を行って

いくが、運賃・料金の転嫁が進まず、ドライバーの賃金にも十分に反映されていないなど、依然として厳しい経営状況にある。その上、今年4月から働き方改革関連法により、ドライバーの年間時間外労働時間を960時間までとする罰則付きの上限規制が適用され、従来の体制では業務に支障が出る状況にある。

こうした中で、国は昨年6月、商慣行の見直しや物流の効率化、荷主・消費者の行動変容の3つの視点から、「物流革新に向けた政策パッケージ」は、次の通り。

その減少は健全なトラック運送業の発展に甚大な影響を及ぼしかねない。については、「物流の2024年問題」をはじめ、多くの課題に対応するためにも、新たな施策の展開などをお願いするとともに、来年度以降も、交付金額が今年と同額以上になるようお取り計らいいただきたい。

①ゼロエミッション・ピークル(ZEV)トラックの普及促進

東京都では、燃料電池トラックやEVトラックなどのZEVトラックの導入に当たり、助成制度を設けて普及促進を図っているが、車両導入経費や燃料費の実質負担がドライバーより高くなる傾向があり、普及促進が困難な状況にあることから、次の整備を促進していただきたい。

②休憩などのための駐車スペースなどの整備

トラックの長時間運転による疲労や事故防止のため、長時間運転に耐えられる環境を整備することが重要である。特に長時間運転による疲労や事故防止のため、長時間運転に耐えられる環境を整備することが重要である。特に長時間運転による疲労や事故防止のため、長時間運転に耐えられる環境を整備することが重要である。

③多様な人材が就労できるような労働力対策

ドライバー不足の改善や多様な人材確保のため、東京都でもこれまで以上に支援していただきたい。特に女性の活用に関する取り組みを推進していただきたい。

④燃料価格高騰への支援

標準的な運賃などによる輸送コストの削減が、ドライバーの賃金確保に役立つ。また、公共場の労働環境の整備(子育て支援、休憩・睡眠施設、トイレ、更衣室、食事場、荷役作業設備など)を支援し、女性の進出を推進していただきたい。

⑤東京都貨物輸送評価制度の拡充

東京都はCO2排出削減を支援する仕組みとして、貨物輸送評価制度を実施しているが、この制度は当協会のグリーン・エコプロジェクトなどを強く後押しするものである。引き続き実施していただきたい。

⑥環境に関する取組への支援

また、評価取得の促進に向けて、評価取得事業者に対する助成や荷主事業者などへの啓発を行うとともに、評価取得メリットを強化するため、イオン・センティブの範囲を拡大していただきたい。

## 1. トラック運送事業の経営基盤確立対策

## 2. 働き方改革、労働力不足など「物流の2024年問題」への対応

## 3. 燃料価格高騰への支援

## 4. 環境に関する取組への支援

## 5. 道路整備の促進

## 6. 高速道路の料金対策

## 7. 車庫の確保・維持への支援

## 8. 駐車規制の緩和

①-I-T機器導入への支援

物流DXの推進に資す

# 物流機能の維持と環境整備へ 「2024年問題」対応支援を

小運送事業者が導入しやすい職場環境の整備(子育て支援、休憩・睡眠施設、トイレ、更衣室、食事場、荷役作業設備など)を支援し、女性の進出を推進していただきたい。

②東京都貨物輸送評価制度の拡充

東京都はCO2排出削減を支援する仕組みとして、貨物輸送評価制度を実施しているが、この制度は当協会のグリーン・エコプロジェクトなどを強く後押しするものである。引き続き実施していただきたい。

③多様な人材が就労できるような労働力対策

ドライバー不足の改善や多様な人材確保のため、東京都でもこれまで以上に支援していただきたい。特に女性の活用に関する取り組みを推進していただきたい。

④燃料価格高騰への支援

標準的な運賃などによる輸送コストの削減が、ドライバーの賃金確保に役立つ。また、公共場の労働環境の整備(子育て支援、休憩・睡眠施設、トイレ、更衣室、食事場、荷役作業設備など)を支援し、女性の進出を推進していただきたい。

⑤東京都貨物輸送評価制度の拡充

東京都はCO2排出削減を支援する仕組みとして、貨物輸送評価制度を実施しているが、この制度は当協会のグリーン・エコプロジェクトなどを強く後押しするものである。引き続き実施していただきたい。

⑥環境に関する取組への支援

また、評価取得の促進に向けて、評価取得事業者に対する助成や荷主事業者などへの啓発を行うとともに、評価取得メリットを強化するため、イオン・センティブの範囲を拡大していただきたい。

⑦車庫の確保・維持への支援

トラック運送事業者が都内での事業活動を円滑に行い、物流機能を維持するためにも、災害危機などに備えて、都心の中心部などにおける首都防衛の役割を果たす上で、給油所確保のほか、都内に活動の本拠を置くトラックの車庫確保が必要不可欠となっている。

⑧駐車規制の緩和

無償提供される貨物駐車スペースの拡充

東京都は「東京物流ビジネス」の一環として、主に都内外縁部に荷さばきを目的とした貨物駐車スペースの無償提供を行っているが、都心部を中心に、無償提供スペースを拡充していただきたい。

⑨駐車規制の見直し

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しが進められているが、依然、十分な見直しが行われていない状況にあることから、円滑に集配業務を行えるよう、真に必要な場所における駐車規制の見直しを強力に推進していただきたい。

### タンクトラック 専門部会

7月29日、東武ホテルバント東京/神保義昭部長

全ト協タンク部会と連携危険物荷卸し事故防止へ

令和5年度事業報告・収支決算と6年度事業計画・収支予算などについて、審議・承認した。

6年度事業計画では、全日本トラック協会タンク部会と連携し、タンクトラック輸送業界が直面している課題について、部会員間での情報共有や意見交換などを通じて、状況の改善を図る。

### 関東・甲信越 重量部会

7月11日、ローズホテル横浜/内宮昌利部長

料金水準の抜本的な見直しを行い、現行より割引となる新たな制度を創設していただきたい。

②料金割引制度の拡充

緑ナンバートラックに対する新たな割引制度ができるまでの間、現行の割引制度の充実を図っていただきたい。

特に、ETCコーポレートカード利用者への大口・多頻度割引について、実質割引率が最大5割に達していない現状を考慮し、車両単位割引を一定額以上利用した場合に実質割引率が最大5割になるよう見直していただきたい。また、大口・多頻度割引における契約単位割引の適用に当たっては、月間利用額の条件

表の高石賢一氏が「模型作成から考える日本と海外の重機について」をテーマに講演した。

た良質な輸送サービスを提供するという社会的使命を果たすとともに、港湾地区における長時間荷待ちの解消やドライバーの労働環境の改善、労働力確保など、山積する諸課題に取り組み方針。

特に、東京港のコンテナターミナル・パンプルームや周辺道路における長時間の荷待ち問題など、長年の課題解決に向けて、関係行政やターミナルオペレーターなどの港湾関係機関へ積極的に働きかけを行い、引き続き、具体的な港湾物流対策を強く求めることとする。

なお、役員の一部改選により、新部会長に宮治豊氏(日本コンテナ輸送・東京)の就任(7月1日付)を承認した。

### 東ト協 専門部会 総会

令和5年度事業報告・収支決算と6年度事業計画・収支予算などについて、審議・承認した。

6年度事業計画では、全日本トラック協会タンク部会と連携し、タンクトラック輸送業界が直面している課題について、部会員間での情報共有や意見交換などを通じて、状況の改善を図る。

特に、全ト協タンク部会による「危険物荷卸し時相互立会い推進・全国一斉キャンペーン」への協力を通じ、相互立会いの重要性を周知徹底し、危険物の荷卸し時の事故防止に努める。

また、部会規約の一部改正を承認した。

総会後、「2024年問題」に伴う労働基準監督署の対応をテーマに研修会を実施した。

### 関東・甲信越 重量部会

7月11日、ローズホテル横浜/内宮昌利部長

料金水準の抜本的な見直しを行い、現行より割引となる新たな制度を創設していただきたい。

②料金割引制度の拡充

緑ナンバートラックに対する新たな割引制度ができるまでの間、現行の割引制度の充実を図っていただきたい。

特に、ETCコーポレートカード利用者への大口・多頻度割引について、実質割引率が最大5割に達していない現状を考慮し、車両単位割引を一定額以上利用した場合に実質割引率が最大5割になるよう見直していただきたい。また、大口・多頻度割引における契約単位割引の適用に当たっては、月間利用額の条件

### 海上コンテナ部会

7月23日、東ト協会館

新部会長に宮治氏就任 港湾物流の対策求める

令和5年度事業報告・収支決算と6年度事業計画・収支予算などについて、審議・承認した。

6年度事業計画では、コンプライアンスを確立し、安全と環境に配慮し



宮治氏

# 秋の全国交通安全運動

## 本部・支部連携で事故防止を徹底

東京都トラック協会連輸安全委員会(森本勝也委員長)は9月5日、東ト総合会館で、令和6年度第2回委員会(Web併用)を開催し、秋の全国交通安全運動(9月21日〜30日)への取り組み、活動内容などを確認した。森本委員長は、「事故発生頻度はハイペースで前年を上回る状況。会員関与の第1当死亡事故は1件だが、死亡事故の発生をゼロにするため、各支部と連携して更なる事故防止活動を推進していきたい」と述べた。

続いて、同運動の進め方を警視庁交通部交通総務課交通安全組織係長の末次宏明氏、東京運輸支局陸運技術専門官の伊藤誠二氏がそれぞれ説明した。議事では、同運動期間中における統一実施日(9月26日)を定めた街頭活動の実施、屋外マルチビジョンによる啓発、「大型車の車輪脱落事故防止研修会」の



東ト協 運輸安全委員会

# 今後のあり方を継続審議

燃費データのシステム構築、CO<sub>2</sub>排出量の情報提供、ドライバーへの教育支援ならびに表彰について審議した。6・7年度執行部発足後、環境委



東ト協 未来型GEP検討小委員会

東ト協環境委員会(竹内政司委員長)の未来型グリーン・エコプロジェクト(GEP)のあり方について、委員会(藤倉泰徳委員長)は8月22日、第3回委員会を開催し、グリーン・エコプロジェクト(GEP)のあり方について、委員会(藤倉泰徳委員長)は8月22日、第3回委員会を開催し、グリーン・エコプロジェクト(GEP)のあり方について、

実施、「運転者に対して効果的かつ効果的に行う指導及び監督について」の小委員会の設置について報告・了承された。また、6年中の事業用トラックの飲酒事故事例、都内(警視庁管内)における事業用貨物車関与の死亡事故発生状況について説明した。議事終了後、関東交通共済協同組合理事待遇の布施谷賢司氏が「秋の全国交通安全運動」に対する取り組みを説明した。

## 東ト協 健康管理セミナー

東ト協と全日本トラック協会は9月25日、令和6年度「健康管理セミナー」定期健康診断のフォローアップの手法と、ドライバーの高齢化について」を開催する。時間は午後1時30分〜4時、会場は東ト総合会館7階大会議室。受講対象は、東ト協会事業者の経営者・運行管理者・総務担当者など。定員は先着70人(1社2人まで/定員になり

## 東ト協 本部集団健診

東ト協では今年12月に設置され、これまでドライバーが紙と鉛筆で記入していた走行管理表を、スマートフォンなどで走行距離・給油量・燃費の各データを入力する構築方法や、燃費データから算出されるCO<sub>2</sub>排出量を情報活用するため、新たなシステム構築を検討している。

## 追加募集

東ト協は10月12・13日、令和6年度第2回「本部集団健診(定期健康診断)」を行う。東ト協では受診費用の一部助成を行っており、今年度は助成額を従来の2倍に増額し、1人当たり2000円助成する。受診対象は東ト協会員事業所に所属する従業員。定期健診項目のほか、選択項目として、眼底検査・大腸がん検診の受診も可能。

先立ち、「新たな取り組みによる事業展開を図る」ことで、GEP事業の拡充と参加事業者の拡大を目指す。引き続き、同じメンバーで議論を重ねていこう」と述べた。小委員会は、令和5年12月に設置され、これまでドライバーが紙と鉛筆で記入していた走行管理表を、スマートフォンなどで走行距離・給油量・燃費の各データを入力する構築方法や、燃費データから算出されるCO<sub>2</sub>排出量を情報活用するため、新たなシステム構築を検討している。

◆健診開催日時◆

10月12日(土)	10月13日(日)
① 8時30分〜9時30分	⑦ 8時30分〜9時30分
② 9時30分〜10時30分	⑧ 9時30分〜10時30分
③ 10時30分〜11時30分	⑨ 10時30分〜11時30分
④ 11時30分〜12時30分	⑩ 11時30分〜12時30分
⑤ 14時30分〜15時30分	※申し込みは原則、時間帯別とし、①〜⑩のいずれかの枠で。定員は各時間帯とも40人、⑥のみ20人
⑥ 15時30分〜16時00分	

## トラック事故速報

◎深夜帯は視認性が低下するので、道路状況によりハイビームの活用を心がけること。運行中は前方や周囲の状況への注意を怠らないこと。また、横断歩道や停止線の手前でいつでも停止できる速度に減速、または一時停止を行うとともに安全確認を徹底すること。

日時	8月18日(日) 2時52分頃発生(晴天)
場所	西多摩郡内(国道16号)
当事者	①歩行者(女性70代死亡)×②事業用大型貨物車(男性30代) <small>死者は過失の割合を不詳とするものではありません</small>
状況	西多摩郡瑞穂町 富士原 至 川越市 至 八王子市
概要	事業用大型貨物車が、国道16号を川越方面から八王子方面に進行中、路上で横臥していた歩行者を轢過したもの。

問い合わせ先：東京都トラック協会 業務部交通・環境G ☎03-3359-3618  
※事故速報は東ト協ホームページでPDFデータも掲載しています

トラックドライバーのための  
危険予知トレーニング

収録  
交通場面

- ①有信号交差点での右折
- ②有信号交差点での左折
- ③住宅地の道路
- ④夜間の道路
- ⑤駐車車両がある道路
- ⑥施設へのバック入庫

関東交通共済協同組合

# 関交協 オリジナル 冊子

## トラックドライバー のための 危険予知トレーニング

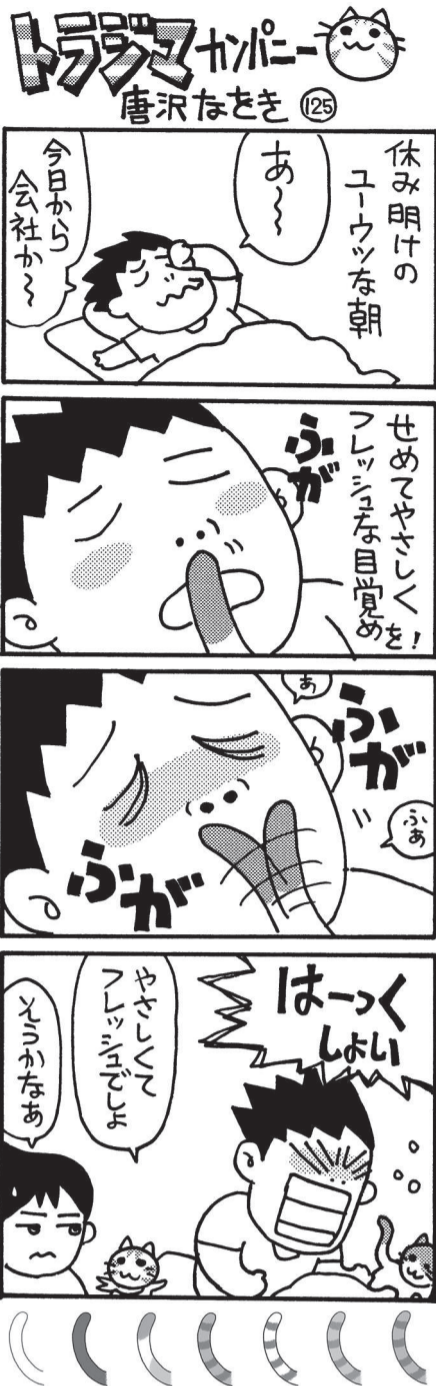
関交協では、運送事業者の皆様とともに交通事故削減を課題とし、様々な事故防止支援を行っております。

当組合発生の事事故事例の類似交通場面を画像で例示し、分析＆解説した冊子を作成いたしました。

国土交通省 事業用自動車総合安全プラン2025の施策でも挙げられた、取り組むべき課題「危険予知トレーニング用視聴覚教材による事故防止活動の推進」に則した指導・教育に本冊子をご活用ください。

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで  
TEL : 03-5337-1754  
MAIL : ansui@kankokyo.or.jp

関東交通共済協同組合



大規模事業者の景況感  
△9・1で12・4水準  
を下げ、大幅に悪化。中  
規模事業者は△32・3で  
4・1、小規模事業者  
は△41・2で7・9、そ  
れぞれ悪化した。  
今後の見通しは、引き  
重傷事故の約4割が交差

### 最重要項目 飲酒運転事案の根絶へ 追突・交差点事故防止

国土交通省の実施計画  
などに基づき、実施事項  
を定めたもの。事業用ト  
ラック向け対策としては  
近年、急増している飲酒  
運転の根絶とあわせ、事  
業用事故の約半数を追突  
事故が占め、かつ死亡・  
重傷事故の約4割が交差

全日本トラック協会は、  
このほど、令和6年秋の  
全国交通安全運動(9月  
21〜30日)の実施計画を  
策定し、各都道府県トラ  
ック協会に事前準備を働  
きかけて効果的に実施す  
る方針。

国土交通省の実施計画  
などに基づき、実施事項  
を定めたもの。事業用ト  
ラック向け対策としては  
近年、急増している飲酒  
運転の根絶とあわせ、事  
業用事故の約半数を追突  
事故が占め、かつ死亡・  
重傷事故の約4割が交差

点で発生している現  
状を踏まえ、これら  
の事故防止を最重要  
項目とする。

「最重要推進項目」  
▽飲酒運転の根絶▽全  
ト協作成「飲酒運転防止  
対策マニュアル」を活用  
し、運転者などにアルコ  
ール検知器の携行、酒気  
帯びの有無の測定方法お  
よび測定結果の確実な報  
告などについて指導を徹  
底する。また、トラック  
ドライバーへの飲酒運転  
進項目として、子供をは  
じめとする歩行者および

全日本トラック協会は、  
このほど、令和6年秋の  
全国交通安全運動(9月  
21〜30日)の実施計画を  
策定し、各都道府県トラ  
ック協会に事前準備を働  
きかけて効果的に実施す  
る方針。

国土交通省の実施計画  
などに基づき、実施事項  
を定めたもの。事業用ト  
ラック向け対策としては  
近年、急増している飲酒  
運転の根絶とあわせ、事  
業用事故の約半数を追突  
事故が占め、かつ死亡・  
重傷事故の約4割が交差

点で発生している現  
状を踏まえ、これら  
の事故防止を最重要  
項目とする。

「最重要推進項目」  
▽飲酒運転の根絶▽全  
ト協作成「飲酒運転防止  
対策マニュアル」を活用  
し、運転者などにアルコ  
ール検知器の携行、酒気  
帯びの有無の測定方法お  
よび測定結果の確実な報  
告などについて指導を徹  
底する。また、トラック  
ドライバーへの飲酒運転  
進項目として、子供をは  
じめとする歩行者および

全日本トラック協会は、  
このほど、令和6年秋の  
全国交通安全運動(9月  
21〜30日)の実施計画を  
策定し、各都道府県トラ  
ック協会に事前準備を働  
きかけて効果的に実施す  
る方針。

国土交通省の実施計画  
などに基づき、実施事項  
を定めたもの。事業用ト  
ラック向け対策としては  
近年、急増している飲酒  
運転の根絶とあわせ、事  
業用事故の約半数を追突  
事故が占め、かつ死亡・  
重傷事故の約4割が交差

点で発生している現  
状を踏まえ、これら  
の事故防止を最重要  
項目とする。

「最重要推進項目」  
▽飲酒運転の根絶▽全  
ト協作成「飲酒運転防止  
対策マニュアル」を活用  
し、運転者などにアルコ  
ール検知器の携行、酒気  
帯びの有無の測定方法お  
よび測定結果の確実な報  
告などについて指導を徹  
底する。また、トラック  
ドライバーへの飲酒運転  
進項目として、子供をは  
じめとする歩行者および

厚生労働省はこ  
のほど、関係団体  
に対して、「職場  
の健康診断実施強  
化月間」に関する  
協力依頼を发出  
し、周知するよう  
求めている。

「全国労働衛生  
週間」の準備期間  
となる9月を、健  
診実施の強化月間  
措置などの実施の徹底、  
健診結果の徹底を  
果の記

と位置づけ、集中的・重  
点的な指導を行っている  
もの。労働安全衛生法に  
基づく健診の実施、健診  
結果についての医師の意  
見聴取およびその意見を  
勘案した就業上の措置の  
実施について徹底するこ  
ととしている。

強化月間における重点  
項目は、健診および事後  
措置などの実施の徹底、  
健診結果の徹底を  
果の記

などによる歩行者の交通  
事故防止「夕暮れ時以降  
の早めのライト点灯やハ  
イビームの活用促進と飲  
酒運転等の根絶」「自転  
車・特定小型原動機付自  
転車利用時のヘルメット  
着用と交通ルール遵守の  
徹底」の3項目に留意し、  
これらと事業用トラック  
の最重要・重点推進項目  
に取り組み方針。

大臣官房審議官 物  
流・自動車局担当警察  
庁長官官房付 大窪雅彦

令和6年版  
(7月刊行) **自動車六法**  
定価 7,700円(税込)

株式会社 輸送文研社(柏林書房)  
TEL03-3861-0291 FAX03-3861-0295

厚労省 9月「健診実施強化月間」  
健診・事後措置の徹底を  
果の記

厚生労働省はこ  
のほど、関係団体  
に対して、「職場  
の健康診断実施強  
化月間」に関する  
協力依頼を发出  
し、周知するよう  
求めている。

「全国労働衛生  
週間」の準備期間  
となる9月を、健  
診実施の強化月間  
措置などの実施の徹底、  
健診結果の徹底を  
果の記

大臣官房審議官 物  
流・自動車局担当警察  
庁長官官房付 大窪雅彦

令和6年版  
(7月刊行) **自動車六法**  
定価 7,700円(税込)

株式会社 輸送文研社(柏林書房)  
TEL03-3861-0291 FAX03-3861-0295

**運行管理者試験テキスト**  
【貨物編】  
**過去の問題の解説と  
実践模擬問題**  
【過去の問題100問 + 模擬問題30問】  
定価 2,640円(税込)

令和6年版  
(7月刊行) **自動車六法**  
定価 7,700円(税込)

株式会社 輸送文研社(柏林書房)  
TEL03-3861-0291 FAX03-3861-0295

## 天然ガストラックは物流の エネルギーセキュリティ向上と 大気環境改善を実現します。

石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後  
でも、大半が運行を停止することがありませんでした。  
天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が  
高いことが特徴です。  
さらに天然ガストラックはCO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>、PMなどの排出量が  
少ないため大気環境改善に貢献しています。

企画部 NGV事業グループ 〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20 Tel.03-5400-6774  
<http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv/>

**TOKYO GAS**

# トラック運送業

## 「最低賃金額の改定について」

小林 弘和(社会保険労務士)

1 令和6年度地域別最低賃金額の改定  
毎年10月に地域別最低賃金額が改定されますが、今年も改定の時期が近づいてきました。

本年7月25日の中央最低賃金審議会でのとりまとめられた今年度の地域別最低賃金改定の目安についての答申によると、全都道府県加重平均において50円の引き上げを目標に、昨年引き続き昭和53年度に目安制度が始まって以降の最高額となり、引き上げ率は5.0%となっています。さらに、本答申に基づき各都道府県労働局に設けられた地方最低賃金審議会の改定の答申が出そろい、最低賃金審議会の改定の目安、全都道府県の加重平均において50円の引き上げを超過51円の引き上げとなり、全国加重平均の最低賃金額は1055円となりました。

改定後の最低賃金額は、東京都・1163円、千葉県・1076円、神奈川県・1162円、埼玉県・1078円、茨城県・1005円、山梨県・988円となります。

なお、改定日は前記のいずれの都県においても2024年10月1日とされています。

低賃金額  
①月給制の場合…月給÷1カ月平均所定労働時間≧最低賃金額  
②出来高制の場合…(出来高制の他請負制による計算された賃金の総額)÷(出来高制の他の請負制で労働した総労働時間数)≧最低賃金額  
③前記(ア)～(エ)の組み合わせの場合…例えば基本給が日給制で各手当が月給制の場合には、それぞれの計算式で時間給額に換算した額の合計額と最低賃金額とを比較することになります。

④最低賃金をチェックする際の留意点  
基本的なチェックの方法は前記の通りですが、各社の賃金体系を当てはめてチェックする場合には、次の点に留意が必要となります。

①賃金体系における手当項目のうち、精皆勤手当・家族手当・通勤手当については、最低賃金額との比較を行う際は、これらの手当を控除した額と最低賃金額とを比較しなければなりません。

②ドライバー向けに設定されることが多い「無事故手当」について、最低賃金額との比較を行う際には、無事故手当を含めて算定した額と最低賃金額を比較することができません。ただし、ドライバーが事故を発生させてしまった場合、無事故手当を減額または不支給とするような措置により、無事故手当の金額が減少したとしても、最低賃金額は減少しないようにする必要があります。

③「2024年問題」への対応の必要性  
最低賃金の引き上げにより所定労働時間の賃金額が上昇すると、時間外、休日、深夜の割増賃金額も当然上昇することになります。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

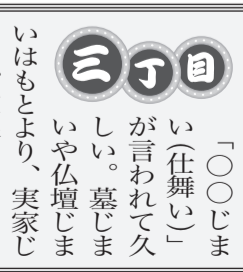


警視庁の広報機能

ここは、東京都中央区京橋。首都高速とオフィスビルに囲まれた一角に、警視庁が運営するポリスミュージアム「警察博物館」(写真)がある。1987(昭和62)年に開館し、7年前にリニューアルオープンした。見て、体験して学ぶ、警察業務の認識と理解が得られるミュージアムだ。エントランスには、2016(平成28)年まで運用し、高速道路交通機動隊で活躍したロータリーエンジン搭載のマツダRX-8のパトロールカーが迎えてくれる。1階の受付を通ると、ヘリコプターの「はるかぜ1号」、赤バイ、黒バイ、側車付き白バイが展示されている。かつては、キャラクターの「ピーポくん」などのグッズを取り扱う売店があったが、現在は自販機に変わった。受付は、現役警察官が担当することもあり、案内係も警察官が行うことがあり、グッズ陳列のディスプレイを見ると、ピーポくんのぬいぐるみがない。尋ねると取り扱っていた業者が撤退し、製造できなかったという。各フロアを巡ると、歴史的資料の展示はもとより、交番体験や指紋採りなど低年齢層が体験できるコーナーが充実している。フロアによっては、撮影禁止の場所もあるが、多くは許可されている。とりわけ人気があるのは、「おまわりさんなりきり体験」。男女の子どもの制服が準備されており、第一種と交通機動隊の制服を試着することができる。楽しく体験して学ぶフロアの一角に、殉職警察官の顕彰コーナーがある。遺族の希望があった遺影や遺品が展示されている。わが国で「警察」という言葉が世に出た今年、150年を迎えた。このミュージアムを見学すると、社会の安全と秩序を守る責任を課せられた行政機関の使命を再認識できる。

## ポケット

「○○じま(仕舞い)」が言われて久しい。暮じまいや仏壇じまいはもとより、実家じま、家族じまというドキッとさせるものも増えている。(勝手ながら年賀状によるご挨拶は本状で最後にさせていただきます。今はメールやLINEで……)という連絡をよくいただく。2008年に4億4千万枚発行されていた年賀はがきは、昨年14億4千万枚に。郵便物全体でもピーク時より45%も減っている。日本郵便は6月13日、今年10月1日から郵便料金を値上げすると発表した。はがきは63円が85円に。年賀状じまいに拍車がかかりそうだが、年賀状のルーツは1400年ほど前、暦の誕生によって新年の概念ができた頃のように、以降、社会制度・生活様式が変遷しつつも、年賀状文化は脈々と続いてきた。デジタル化が進む昨今、伝達手段も多種多様になってきているが、大切なのは気持ちなのだろう。「仕舞い」には「終わる」だけではなく、「次への新たな模索」の意味も含むのではないかと。一旦お仕舞いにするが、別な展開への一区切りであってほしいものだ。



警視庁の広報機能

また、同様に基本給に一定時間分の残業代が含まれる場合や固定残業代を支給している場合においても、残業代(割増賃金)に該当する部分について控除したうえで最低賃金額との比較をしなければなりません。

## クロスワードパズル

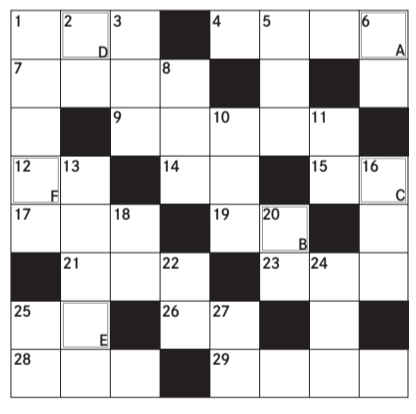
クロスワードを解いて二重マスのA~Fを順に読むと答えの言葉になります。

### タテのキー

- 1 旧暦8月15日の夜のこと
- 2 ○○は小を兼ねる
- 3 願いが叶いますように…
- 4 ひとつの俳句
- 5 日本における雨季
- 6 月でもちつきをする動物?
- 7 デリリーに首都を置く国
- 8 ○○は友を呼ぶ
- 9 マステ=○○○○○テープ
- 10 双子だけじゃなくともうひとり
- 11 うっかり失敗、ケアレス○○
- 12 南の反対側
- 13 陸ではないほう
- 14 目のすぐ上に生えている毛
- 15 手術をする医者。反対語は内科
- 16 人生○○あり谷あり

### ヨコのキー

- 1 平安、江戸、明治などがあるすばらしい月。中秋の○○○○
- 2 婚約が成立した時に取り交わす資源を繰り返し使うこと
- 3 魔法の呪文「開け、○○!」
- 4 1位は金メダル、2位は何メダル?
- 5 辞書を引いて言葉の○○を調べる
- 6 仕事や学校がない日
- 7 縄文式○○、弥生式○○
- 8 2で割ると1余る数
- 9 「月見そば」の月の正体
- 10 ヴァイオリンに張る糸
- 11 神社仏閣の建築に携わる○○大工
- 12 竹から生まれて月に帰る○○○姫
- 13 まんまるなお月様



## 応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。  
★インターネットでのご応募も可能です。  
https://www.totokyo.or.jp/  
★インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ解答フォーム」へ。  
●宛先 〒160-0004 新宿区四谷3-1-8 (一社)東京都トラック協会 総務部広報・情報G「トラック時報」係  
●締め切り 9月末日(正解は10月10日号に掲載)  
★8月10日号「キー無しクロスワード」の正解は「ウチアゲハナビ」でした。